

～令和3年度 健全化判断比率と資金不足比率～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和3年度決算の数値を基に算定した小山町の「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

この算定した数値については、公表の前に監査委員の審査を受け、その審査の意見をつけて議会に報告することも義務づけられており、小山町では、令和4年8月29日小山町議会9月定例会において報告いたしました。

「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超えると、イエローカード。「財政再生基準」を超えると、レッドカード。

4つの健全化判断比率には「早期健全化基準」がそれぞれ設けられ、令和3年度決算の数値を算定した指標から、1つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

さらに、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた3指標に設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

また、資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられ、基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

小山町の健全化判断比率と資金不足比率は・・・

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	小山町の比率		早期健全化基準 (令和3年度)	財政再生基準 (令和3年度)
	令和3年度	前年度		
①実質赤字比率	※1 —	—	14.43	20.00
②連結実質赤字比率	※1 —	—	19.43	30.00
③実質公債費比率	8.8	8.0	25.0	35.0
④将来負担比率	7.7	※2 —	350.0	

※1 ①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため、「—」表示になっています。

※2 将来負担額よりも充当可能財源等が多く、将来負担比率は算定されないため、「—」表示になっています。

2 資金不足比率

(単位：%)

区 分	小山町の比率		経営健全化基準 (令和3年度)
	令和3年度	前年度	
下水道事業特別会計	※1 —	—	20.00
宅地造成事業特別会計	※1 —	—	20.00
上野工業造成事業特別会計	※1 —	—	20.00
木質バイオマス発電事業特別会計	12.4	100.9	20.00
小山PA周辺開発事業特別会計	※1 —		20.00
温泉供給事業特別会計	※1 —		20.00
水道事業会計	※1 —	—	20.00

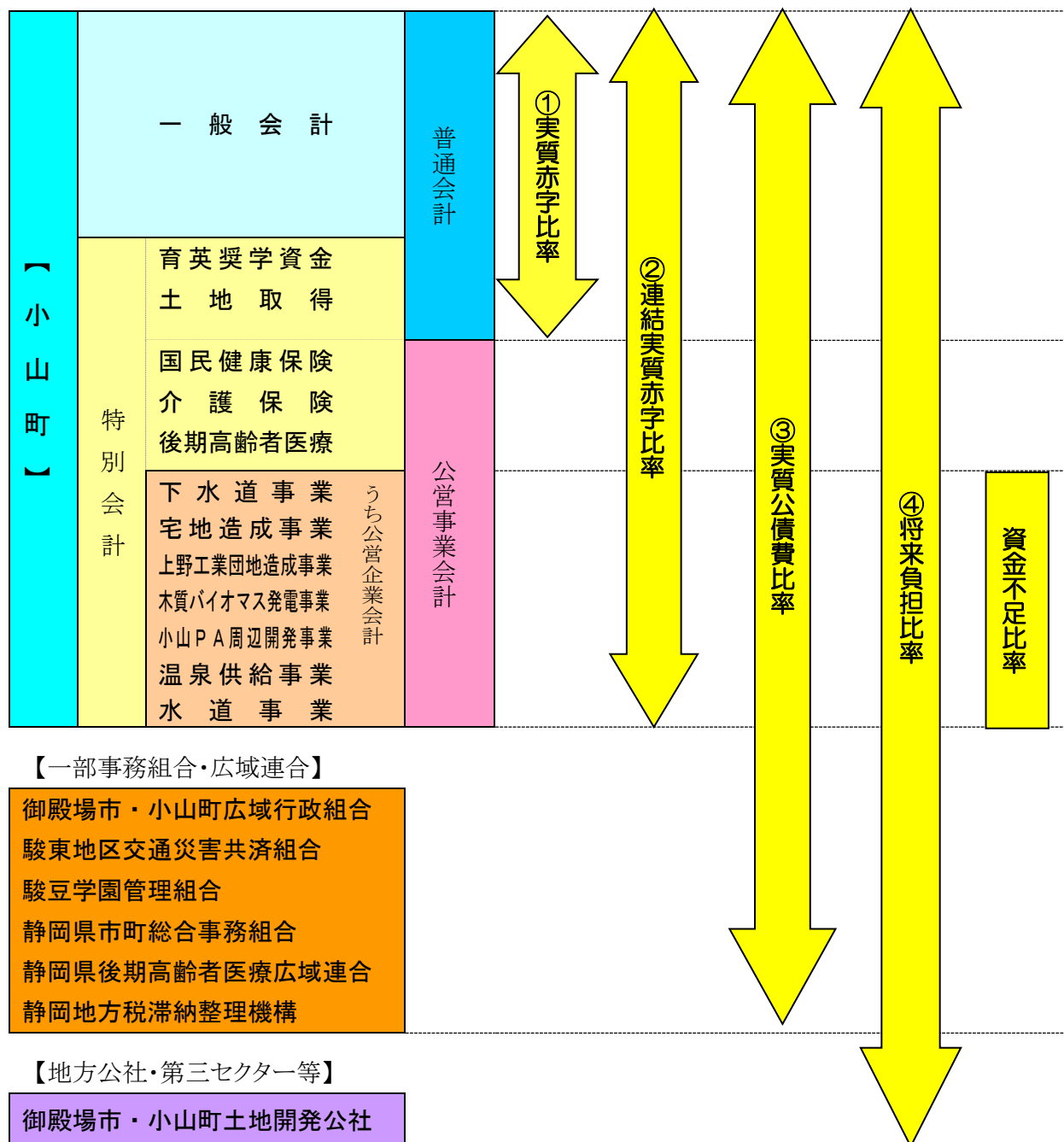
※1 資金不足比率が算定されない会計は、「—」表示となっています

令和3年度は、「1 健全化判断比率」は「早期健全化基準」を下回り、「2 資金不足比率」は経営健全化基準を下回っているため、健全な状況であると判断できます。

それぞれの指標の算定した範囲は、以下の《健全化判断比率等の対象図》のとおり、地方自治体の全ての会計を対象とすることはもちろんのこと、地方自治体が加入している一部事務組合や広域連合、さらに地方自治体が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負担金等も含めて算定しています。

小山町の令和3年度決算の対象となる会計及び団体等は、図に表しているとおりです。

《健全化判断比率等の対象図》



①実質赤字比率とは？

標準財政規模に対する実質赤字額の割合です。

$$\text{【算定式】} \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額・・・(歳入総額－歳出総額)－翌年度へ繰越す歳入＝実質収支額
実質収支額がマイナス(赤字)の場合に、実質赤字額となります。

※標準財政規模・・・地方自治体の標準的な収入。

小山町の令和3年度標準財政規模は、60億3千462万3千円です。

小山町の令和3年度普通会計(一般会計・育英奨学資金特別会計・土地取得特別会計)の実質収支額は、5億3千408万1千円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないのので「－」表示となっています。

②連結実質赤字比率とは？

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。

$$\text{【算定式】} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額・・・普通会計と特別会計(国民健康保険・老人保健・介護保険・後期高齢者医療)の実質赤字額と公営企業会計(下水道事業・宅地造成事業・上野工業団地造成事業・木質バイオマス発電事業・小山PA周辺開発事業・温泉供給事業・水道事業)の資金不足額の合計。

小山町の令和3年度全会計の実質収支額等の合計は、11億992万9千円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないのので「－」表示となっています。

③実質公債費比率とは？

標準財政規模等に対する実質的な公債費(町の借金の返済金)相当額の割合です。
通常、前3年度の平均値を使用します。

$$\text{【算定式】} \quad \text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金相当分+準元利償還金)－(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※地方債の元利償還金・・・町の借金に対する毎年支払う返済金。

小山町の令和3年度元利償還金相当分は、8億8千888万3千円です。

※準元利償還金…町の借金に対する毎年支払う返済金に準じるもの。
 小山町では、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合の公債費への負担金、水道事業会計・下水道特別会計の公債費への一般会計からの繰出し金、その他公債費に準ずるものを含みます。
 小山町の令和3年度準元利償還金は、1億6千704万3千円です。

※基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。
 ここでは、基準財政需要額に算入された公債費等を控除します。

小山町の令和3年度の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額等の算入額は、5億7千603万1千円です。

④将来負担比率とは？

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。

一般会計等が背負っている借金が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分かがわかります。

【算定式】	将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額 ＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入額)
将来負担比率＝	$\frac{\text{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

※将来負担額…次のイからトまでの合計額

イ 地方債の年度末残高（町の借金の残高）

小山町の令和3年度末地方債残高は、87億8千251万8千円です。

ロ 債務負担行為（2年以上にわたって支払うもの）に基づく支出予定額

小山町の令和3年度以降支出予定額は、4億1千501万4千円

ハ 一般会計等以外の会計（下水道事業・水道事業）の借金返済に充てる一般会計等からの負担見込額

小山町の令和3年度以降負担見込額は、5億8千295万8千円です。

ニ 町が加入している御殿場市・小山町広域行政組合などの組合等の借金返済に充てる一般会計等からの負担見込額

小山町の令和3年度以降組合負担見込額は、3億1千889万9千円です。

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

小山町の令和3年度以降退職手当負担見込額は、25億2千306万2千円です。

ヘ 連結実質赤字額

小山町では②で説明したとおり、該当ありません。

ト その他、設立法人の負債額等の負担見込額と組合等の連結実質赤字額の負担見込額等がありますが、小山町の場合は該当ありません。

※充当可能基金額…町全ての基金残高（町の貯金残高）

小山町の令和3年度末充当可能基金残高は、53億5千295万6千円です。

⑤資金不足比率とは？

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すもの。

【算定式】	資金の不足額
資金不足比率 =	—————
	事業の規模

小山町では、「下水道事業」、「宅地造成事業」、「木質バイオマス発電事業」、「温泉供給事業」、「上野工業団地造成事業」「小山PA周辺開発事業」、と「水道事業」が公営企業となります。

下水道事業は443万6千円の黒字、宅地造成事業は1千916万2千円の黒字、温泉供給事業は304万3千円の黒字、上野工業団地造成事業は310万5千円の黒字、小山PA周辺開発事業は20万7千円の黒字、水道事業は1億6千879万4千円の黒字であるため、「資金不足比率」は算定されないのので「—」表示となっています。

木質バイオマス発電事業は「資金の不足額」が91万4千円となり、売電収入から営業外収益を除いた「事業の規模」735万4千円で除した12.4%が資金不足比率として算定されます。